



4月号

荒川青色申告会ニュース

あらかわ

2024/ 4

〒116-0002

荒川区荒川5-7-1

TEL 03-3803-0626

(ホームページアドレス) <http://www.ar-aoiro.com/> (電子メールアドレス) arakawa@ar-aoiro.com

確定申告について

令和5年分決算サポートにおいては、マイナンバーカードで本人送信された件数が、昨年比、約90件の増加(3/15時点)となりました。ご協力ありがとうございました。今後、カードを取得された方は、ぜひ、本人送信をご利用いただくよう、お願いいたします。

また、サポート期間中にはご不便をおかけした点もあるかと思いますが、無事、決算サポートを終了することができました。

ご理解・ご協力、ありがとうございました。

～提出された決算書・確定申告書控の内容をご確認ください～

①申告した所得金額や税額等が過少である場合

売上金額の計上漏れや扶養人数間違いなどが見つかった時は、正しい額に訂正して修正申告を行います。

②申告した所得金額や税額等が過大である場合

経費の計上漏れや控除の記入漏れなどが見つかった時は、正しい額に訂正して更正の請求を行います。

不明点は事務局まで電話で予約のうえ、ご相談ください。

事務局をご利用ください！

1 65万円、55万円控除を選択されている方

決算サポート期間中に売掛金、買掛金残高の照合や未払金の確認等に時間がかかり、1度で終わらずに2度3度と来会されている方がいらっしゃいました。**事務局では、青色申告特別控除65万円、55万円を受けている方を対象に「中間決算個別相談会」「仮決算個別相談会」を開催しますので、ぜひご出席下さい。**

(日程等は本紙でご案内いたします)

あらかじめ問題点を解決することにより、決算サポートがスムーズに行え、時間の短縮にもつながります。

2 令和6年から青色申告される方

お早めに一度事務局までご来会戴き、記帳についての個別相談や税務署への各種届出作成についてご相談下さい。ご来会される際は、今回申告された決算書(収支内訳書)控や請求書、領収書など収入、経費のわかるものをご持参ください。

◇ご希望の日時を電話でご予約のうえ、ご来会ください◇

電話番号 3803-0626

第30回定時総会について

本会の第30回定時総会を左記の日程で開催します。

開催日 令和6年6月18日(火)
 時間 受付 午後3時30分
 開会 午後4時
 場所 荒川青色申告会館 3階

※総会当日午後は、事務局の業務を休ませていただきます。

事務局からのお知らせ

《4・5月の土・日曜日の業務について》

4月13日(土)・28日(日)

5月11日(土)・26日(日)

◇業務時間 午前9時〜午後5時

*来会される際は、予約をお願いします。

定額減税について

「令和6年分所得税の定額減税」につきましては、5月号ニュースでご案内いたします。

会館でのマスク着用について

会館内部では、今までと同様にマスク着用をお願いいたします。

税理士個別相談会のご案内

*東京税理士会荒川支部ご協力により行います。

開催日 5月16日(木)

※時間は午後1時〜4時(お一人30分です)

場所 青色申告会館

申込 (3803) 0626

電話でご予約のうえ、ご出席ください。

※申込の際に相談内容をお知らせ下さい。

◎ジョブカン会計・青色会計ソフト利用料
並びに会計ソフト(弥生会計等)指導料
振替のご案内

◇令和6年4月〜令和7年3月分

6,600円

*オンラインは13,200円

振替日 5月7日(火)

※預金残高の確認をお願いします

《自転車保険に加入されている方へ》

令和6年7月1日保障開始分保険料振替のご案内

◇振替金額◇

パーソナルタイプ(個人型) 年額2,000円

ファミリータイプ(家族型) 年額2,500円

振替日 5月7日(月)

※預金残高の確認をお願いします



税制改正運動報告

本会が、東京都内の青色申告会と共同して要望していた「固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続」が令和6年度も継続することになりました。

会員の皆様方には、陳情はがきにご協力いただき、ありがとうございます。

今後この税制改正運動を行ってまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

1 都市計画税の軽減措置の継続

○一戸当たりの住宅用地のうち、200㎡以下の部分に対しては、都市計画税が2分の1に軽減されています。

2 小規模非住宅用地の減免措置の継続

○400㎡以下の商業ビル、店舗の敷地、駐車場などに対しては、その200㎡までの固定資産税・都市計画税が2割軽減されています。

3 商業地等の税額軽減措置の継続

○商業地等における固定資産税、都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置は、負担水準の不均衡の是正と過重な負担を緩和しています。

労働保険に加入しましょう！

☆従業員（パート・アルバイトでも）を1人でも雇っていれば加入しなければならない国の保険制度です！

- 労災保険・・・従業員が工作中や通勤途中に、ケガや死亡・障害が残ったりした場合の補償を目的とした保険です。
- 雇用保険・・・従業員が失業した時の失業給付や育児休業・介護休業・高齢者の雇用継続の給付など雇用安定のための保険です。

※労働保険に加入していないと労災事故や失業の際に給付が遅れたり、もらえなかったなどということになりかねません。

従業員とのトラブルの原因にもなることがあります。

☆青色申告会の事務組合に委託すれば、事業主や青色専従者も労働保険に特別加入できます！

- 保険料は、給料に該当する給付基礎日額（3,500円～25,000円）を自分で選択します。

青色申告会の労働保険事務組合は、会員企業の従業員と事業主・専従者の福利厚生充実のために設立されました。
 格安の事務委託手数料で、労働保険への加入や資格取得・特別加入・離職票の手続き及び保険料の徴収・納付を行っています。



※ご 報 告
 令和5年度中（5・4・1～6・3・31）に委託事業主から徴収した労働保険料及び一般拠出金は、全て政府に納付いたしました。
 一般社団法人荒川青色申告会労働保険事務組合

事務委託手数料（年間）

労働者数（特別加入含む）	金 額
1～4 人	5,000 円
5～10 人	7,000 円
11～15 人	9,000 円
16～25 人	11,000 円

（会員でない方は別に年会費 30,000 円が必要です）

都 税 コー ナー

【固定資産税にかかる土地・

家屋の価格などがご覧になれます】

◆縦覧期間 4月1日（月）から7月1日（月）まで（土日・休日を除く）

◆縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

◆縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

〈縦覧できる方〉

令和6年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方

〈縦覧できる内容〉

所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など
 （縦覧帳簿）

（注）納税通知書は、6月3日（月）に発送予定です。

〈本人確認について〉

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。詳しくは、主税局のホームページをご覧ください。詳しくは、主税局のホームページを閲覧いただくか、土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉

荒川都税事務所 固定資産税課 固定資産税班
 (3802) 8116

マイナンバーカードの取得をお願いします！

～申告書等の控えに収受印の押なつが行なわれなくなります～

下記施策が実施されることとなりました。

申告書、届出書等含め、税務署へ紙で提出した際、提出日の入った収受印を押してもらえなくなります。

令和6年中にマイナンバーカードを取得し、税務手続に備えていただきますよう
よろしくをお願いします。

国税庁HPより抜粋

令和7年1月からの申告書等の控えへの収受印の押なつについて

国税庁においては、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX））を進めているところです。

こうした中、e-Tax利用率は向上しており、今後もe-Taxの利用拡大が更に見込まれることや、DXの取組の進捗も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月から申告書等に控えに収受日付印の押なつを行なわないこととしました。

